

旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月22日

旭川市議会

議長 中 川 明 雄 様

提出者 議会運営委員会

委員長 高 木 ひろたか

旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市議会委員会条例（昭和38年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条1 総務常任委員会の項中第9号を第11号とし、第2号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 行財政改革推進部の所管に属する事項

(3) 女性活躍推進部の所管に属する事項

第2条3 経済文教常任委員会の項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) いじめ防止対策推進部の所管に属する事項

第2条 旭川市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条1 総務常任委員会の項に次の1号を加える。

(12) 他の常任委員会の所管に属さない事項

第2条2 民生常任委員会の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項に次の1号を加える。

(6) 市立旭川病院の所管に属する事項

第2条3 経済文教常任委員会の項中「経済文教常任委員会」を「経済建設常任委員会」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 建築部の所管に属する事項

第2条3 経済文教常任委員会の項第5号を次のように改める。

(5) 土木部の所管に属する事項

第2条3 経済文教常任委員会の項に次の1号を加える。

(7) 水道局の所管に属する事項

第2条4 建設公営企業常任委員会の項を次のように改める。

4 子育て文教常任委員会 8人

(1) いじめ防止対策推進部の所管に属する事項

(2) 子育て支援部の所管に属する事項

(3) 教育委員会の所管に属する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙による任期の起算日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（第2条を除く。以下同じ。）の施行の際現に第1条の規定による改正前の旭川市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による総務常任委員会及び経済文教常任委員会の委員，委員長又は副委員長（以下「旧委員等」という。）である者は，この条例の施行の日において，それぞれ同条の規定による改正後の旭川市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による総務常任委員会及び経済文教常任委員会の委員，委員長又は副委員長（以下「新委員等」という。）となるものとする。この場合において，新委員等の任期は，旧委員等の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による総務常任委員会及び経済文教常任委員会に付議されている事件は，新条例の規定によりその事件を所管することとなる総務常任委員会及び経済文教常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。この場合において，閉会中も，なお，調査することとしている特定の事件については，前項の任期中，これを調査することができる。